第明治三十五種郵便物認可
△
○　　○

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産・免責・再生関係　一
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、日本弁護士連合会懲戒の登録の処分関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係　四一
会社その他
会社決算公告

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第８６６号
川崎市川崎区田島町13番２号
債務者　菊地　将司
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬沼　一成
4　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１７８号
川崎市多摩区堰１丁目26番10―209号
債務者　平澤　道雄
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植原　健一
4　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２４５号
川崎市宮前区有馬７丁目１番23―305号　鷺沼レジデンス
債務者　近藤　裕士
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩永　和大
4　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月28日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第３１９８号
東京都墨田区立花５丁目21―11―102　メゾン　ド　ラピス立花　Ａ
債務者　田中　秀樹
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤吉太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月28日午後４時
6　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１２９号
埼玉県草加市谷塚上町577―１―101
債務者　森下　和久
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　聡子
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１８１号
東京都練馬区光が丘２丁目10―１―2509
債務者　安　　仁孝
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　崇
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１９０号
千葉県松戸市二ツ木84―25
債務者　川口　　修
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　繁昭
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１９７号
東京都江東区潮見２丁目７―１―1107
債務者　飯村　直也
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　信人
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２３５号
東京都大田区仲六郷２丁目30―７
債務者　佐藤喜美枝
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　岳人
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２３６号
東京都大田区大森本町２丁目12―４―201
債務者　佐藤　理枝
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　岳人
4　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
東京地方裁判所民事第20部